

浮島処理センターにおけるの遵守事項

計量の手順

- (1) 計量場所は3番計量器です。職員がいる**右側の計量器**へ進入してください。
- (2) 計量器手前では、**停止線で一旦停止**して、**徐行**で進入してください。
- (3) 計量中は**エンジンを切**ってください。
- (4) 車両から降りて、計量所の職員にICカードを渡してください。
- (5) 1回目の計量後、ICカードを受取り、安全確認後、ピットステージへ行ってください。
- (6) ピットで搬入した後、もう一度、3番計量器へ戻ってください。2回目の計量を行った後、計量票をお渡しします。
- (7) その後、建物の外周を回り、出口門から外の道路へ出るようになります。

プラットホームでの注意事項

- (1) プラットホームの入口では、必ず**一旦停止**して、入口右上に表示される**搬入扉の番号**を確認してください。また、**アナウンスにて指示**、または**職員が指示**する場合がありますので、その場合は、指示に従ってください。
- (2) 他の車両に注意しながら、**指定された搬入口**へ車両を移動し、投入してください。
- (3) ごみピットへ転落すると、死亡事故も考えられます。必ず、**滑りにくい靴**を履いてください。また、**車止めに上がったり、ごみピットの中へ身を乗り出すなどの危険な行為は厳禁**とします。
- (4) 投入作業中は、持ち場を離れたり、隣の搬入区域に立ち入らないでください。
- (5) ごみ投入終了後は、**投入口付近を清掃**し、安全確認後、左方出口から退出してください。
- (6) 各搬入口の脇には、**水色のスイッチボックス**が設置されています。この中には非常事態に使用する緊急停止ボタンが入っています。このボタンを押すと、**非常事態を知らせるサイレンが鳴り、ごみクレーンが緊急停止**します。
- (7) ごみピット内は**禁煙**です。
- (8) **最大積載量を超えて搬入した事業者、及びごみ汁等を流出した事業者**は、「注意勧告」の対象とします。

その他、特に注意してほしい点

- (1) センター敷地内の速度制限は **20 km以下**です。
- (2) 必ず**搬入門**から構内へ入ってください。隣の**中門**から入ると、**2回目の計量に向かう車と動線が重なり**、危険なためです。ただし、年末年始は除きます。
- (3) 構内の路面標示を整備しました。それらの指示に従ってください。
特に、搬入後、スロープを降りてくると、2回目の計量を終えて建屋の外周を回ってきた車両と合流します。それぞれの道路に「**一時停止**」と表示されていますので、必ず一時停止して、他の車両が来ないか確認してから進んでください。
- (4) 2回目の計量後は、建屋の外周道路を回ってもらいますので、**左ウインカー**を出してから発進してください。他の計量器で計量を終えた車両が、直進してスロープを登って行き、交差するためです。
- (5) 搬入門を入ったところから、出口門を入ったところの間にある道路では、よく**車両を停めて休んでいる光景**が見られます。
今後は、この道路は2回目の計量に向かう車両の通り道になるので、**駐停車禁止**となります。
- (6) 駐車が可能なのは、**洗車棟の横のスペース**だけです。「エコ暮らし未来館」の駐車場で駐車も不可です。
- (7) 「ごみ焼却処理棟」と「洗車棟」の間の道路は、**通行禁止**です。

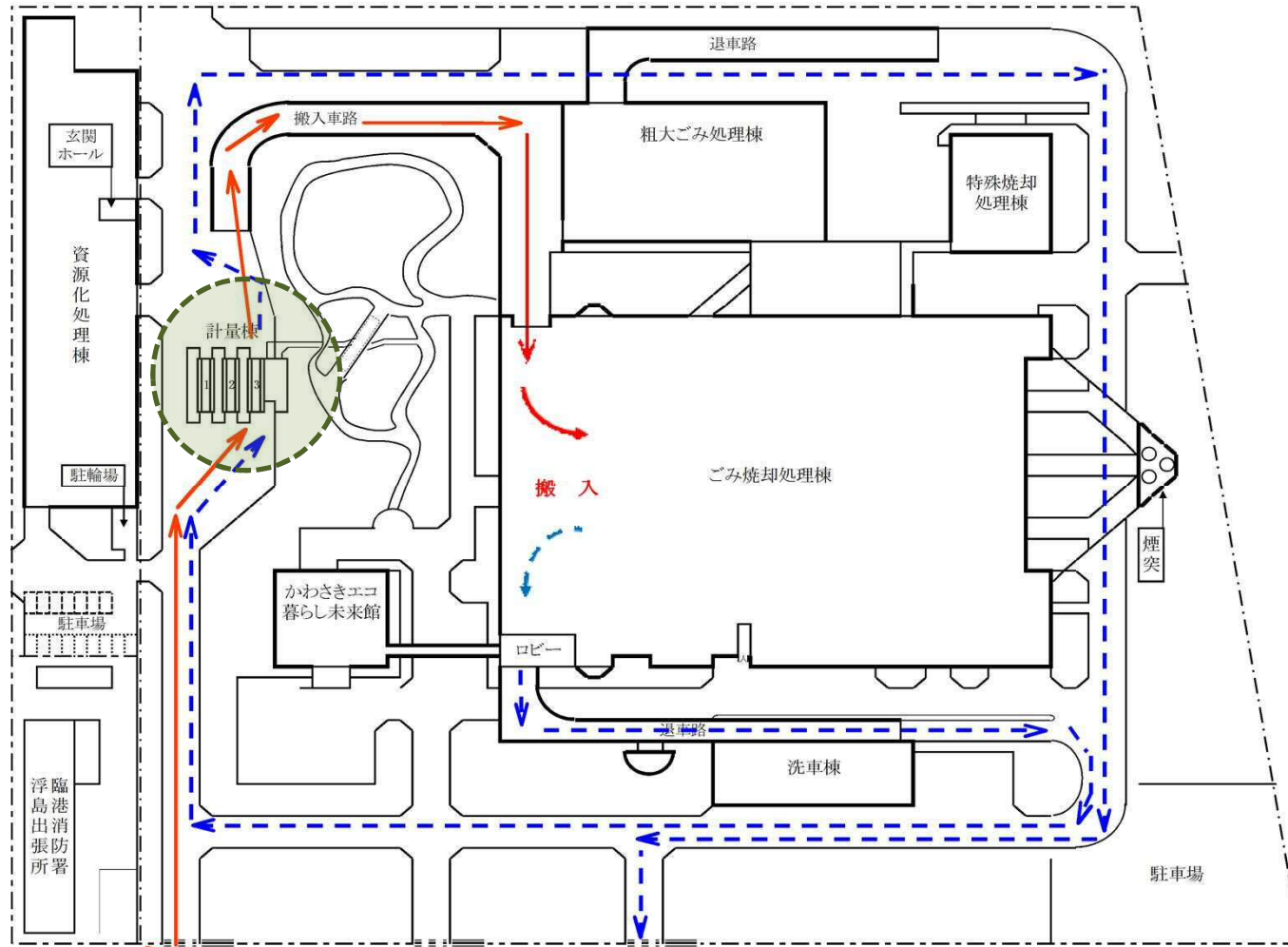
浮島処理センター 管理係

浮島処理センター 2度計量の車両動線

→ 1回目
→ 2回目

◎凡例

- 白線(実線)
- 白線(点線)
- 青線
- 赤線



※構内は駐車禁止です。

◎計量棟付近の表示他

